

各 私 立 学 校 長 様

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

東日本大震災特別弔慰金の支給及び共済掛金の支払時期延長について
このことについて、別添写しのとおり通知がありましたので、お知らせします。

【担当】私学振興担当 小野寺

電話 019-629-5041 FAX019-629-5049

メールアドレス：hiro-onodera@pref.iwate.jp

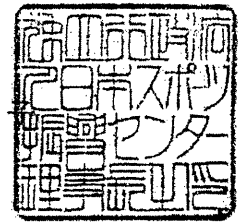
この通知は下記のアドレスからもダウンロードできます。

<http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?cd=25963&ik=0&pnp=14>

日ス振学災第72号
平成23年6月22日

各 都 道 府 県 知 事
各 区 市 町 村 長
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
各 区 市 町 村 教 育 委 員 会 教 育 長 殿
附 属 学 校 を 置 く 各 国 立 大 学 法 人 学 長
独 立 行 政 法 人 国 立 高 等 専 門 学 校 機 構 理 事 長
各 独 立 行 政 法 人 国 立 高 等 専 門 学 校 長
各 私 立 学 校 の 設 置 者

独立行政法人日本スポーツ振興センター
理 事 長 小 野 清



(印影印刷)

東日本大震災特別弔慰金の支給及び
共済掛金の支払期限延長について

日ごろから、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）の災害共済給付業務について、格別の御理解と御協力をいただきありがとうございます。

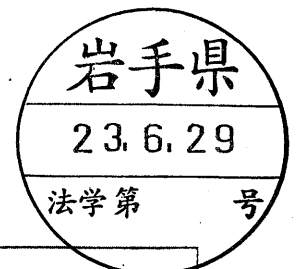
このたび、センターでは「東日本大震災特別弔慰金」という新たな仕組みを設け、東日本大震災により学校の管理下で亡くなった児童生徒等1人につき500万円を支給することとなり、また、東日本大震災に起因するやむを得ない理由がある場合に、共済掛金の支払期限及び共済契約の契約締結期限を延長する特例措置が設けられたことから、平成23年5月27日付けで、独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成15年政令第369号）及び独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令（平成15年文部科学省令第51号）が一部改正され、同日に施行されました。

この改正に伴い、独立行政法人日本スポーツ振興センター業務方法書（平成15年度規則第1号）を一部改正し、同年6月17日付けで施行しましたのでお知らせします。

つきましては、別紙のとおり改正された内容を御確認・御理解いただき、貴管下学校、保育所及び関係機関に周知いただきますよう、御協力をよろしくお願いいたします。

記

- 別紙1 独立行政法人日本スポーツ振興センター業務方法書新旧対照表
- 別紙2 東日本大震災特別弔慰金の支給基準について
- 別紙3 東日本大震災特別弔慰金の支給に係る事務手続きについて
- 別紙4 共済掛金の支払期限等の延長に係る事務手続きについて



【 問合せ先 】
独立行政法人
日本スポーツ振興センター
仙台支所
Tel 022-716-2106

独立行政法人日本スポーツ振興センター業務方法書新旧対照表

新	旧
<p>○独立行政法人日本スポーツ振興センター業務方法書</p> <p>第8章 附帯業務 (附帯業務)</p> <p>第36条 センターは、第5条から前条までに定める業務に附帯する業務として、次に掲げる業務を実施するものとする。</p> <p>(1) 学校の管理下における児童生徒等の死亡で国家賠償法(昭和22年法律第125号)、民法(明治29年法律第89号)その他の法律により損害賠償を受けたこと等により死亡見舞金が支給されないものに対する<u>供花料(支給額は、17万円)の支給</u></p> <p>(2) へき地にある学校の管理下における児童又は生徒の災害に対する<u>通院費(支給額は、通院日数に応じ1日当たり1000円)の支給</u></p> <p>(3) スポーツ振興基金等に充てるための寄附金の継続的な募金活動</p> <p>(4) その他の附帯業務</p> <p>附 則 <u>(東日本大震災に起因するやむを得ない理由がある場合における共済掛金の支払期限の延長)</u></p> <p>第1条の2 <u>令附則第1条の2の規定により令第9条に規定する共済掛金の支払期限の延長を求めようとする学校の設置者は、令附則第1条の2に規定する理由のやんだ後速やかに、当該理由及び当該理由がやんだ日を記載した書面を、センターに提出しなければならない。</u></p> <p>2 <u>センターは、前項の規定による書面の提出があった場合において、その提出をした学校の設置者が令第9条に規定する支払期限までにセンター法第17条第3項の規定による共済掛金を支払うことができなかつたことについて、令附則第1条の2に規定する理由があると認めるときは、期日を指定して当該支払期限を延長するものとする。この場合において、センターは、当該学校の設置者に対し、延長した支払期限を文書で通知するものとする。</u></p>	<p>○独立行政法人日本スポーツ振興センター業務方法書</p> <p>第8章 附帯業務 (附帯業務)</p> <p>第36条 センターは、第5条から前条までに定める業務に附帯する業務として、次に掲げる業務を実施するものとする。</p> <p>(1) 学校の管理下における児童生徒等の死亡で国家賠償法(昭和22年法律第125号)、民法(明治29年法律第89号)その他の法律により損害賠償を受けたこと等により死亡見舞金が支給されないものに対する<u>供花料の支給</u></p> <p>(2) へき地にある学校の管理下における児童又は生徒の災害に対する<u>通院費の支給</u></p> <p>(3) スポーツ振興基金等に充てるための寄附金の継続的な募金活動</p> <p>(4) その他の附帯業務</p> <p>附 則</p> <p>(新設)</p>

3 令附則第1条の2に規定する東日本大震災に起因するやむを得ない理由とは、次に掲げるものとする。

(1) 東日本大震災により当該学校の設置者の設置する学校において授業の開始が遅れた等の事情により令第9条に規定する在籍する児童生徒等の数の確認に支障が生じていたこと。

(2) 当該学校の設置者の東日本大震災による被災によりセンター法第17条第3項の規定による共済掛金の支払に支障が生じていたこと。

(3) 前2号に掲げるもののほか、当該学校の設置者が令第9条に規定する支払期限までにセンター法第17条第3項の規定による共済掛金の支払ができなかったことについて、東日本大震災に起因し、やむを得ないと認められる相当な理由があると認められること。

(東日本大震災特別弔慰金の支給)

第1条の3 センターは、第36条に規定する業務のほか、東日本大震災に起因する学校の管理下における児童生徒等の死亡で令第3条第5項により死亡見舞金が支給されないものに対する東日本大震災特別弔慰金（支給額は、500万円）の支給を行う。

第2条（略）

(保育所の災害共済給付)

第3条 センター法附則第8条の保育所の災害共済給付については、第5章、第36条第1号、附則第1条の2及び附則第1条の3の規定を準用する。

附則

この業務方法書は、平成23年6月17日から施行する。

（新設）

第2条（略）

(保育所の災害共済給付)

第3条 センター法附則第8条の保育所の災害共済給付については、第5章の規定を準用する。

東日本大震災特別弔慰金の支給基準について

東日本大震災に起因する学校の管理下における児童生徒等の死亡について、下記のとおり東日本大震災特別弔慰金の支給基準を定める。

記

1 支給の趣旨

災害共済給付契約に係る児童生徒等の学校の管理下における死亡で、東日本大震災に起因するものについて、現金給付として東日本大震災特別弔慰金（以下「特別弔慰金」という。）を支給する。

2 支給を行う場合

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（以下「施行令」という。）第5条第1項第4号及び第5号に該当する児童生徒等の死亡のうち、施行令第3条第5項の規定により、死亡見舞金が支給されないものを対象とする。

また、請求手続き等については、原則として、死亡見舞金と同様の取扱いとする。

なお、この場合において、独立行政法人日本スポーツ振興センター業務方法書第36条第1号に規定する供花料の支給は行わない。

3 支給額

特別弔慰金の支給額は、5,000,000円とする。

4 支払請求及び審査

(1) 特別弔慰金の支払請求

特別弔慰金の支給は、学校・保育所（以下「学校等」という。）の設置者が、別記様式1「東日本大震災特別弔慰金支払請求書」に災害報告書、死亡報告書、死亡診断書又は死体検案書及びその他請求に必要な書類（通学中の災害に係る調書等）を添付し、支払請求を行うものとする。

(2) 支払請求に対する審査

上記（1）の提出書類によりセンターが審査し、特別弔慰金の支給決定を行うものとする。

5 支給決定に対する支払通知

センターは、特別弔慰金の支給を決定したときは、死亡見舞金と同様の手続により支払う。

すなわち、特別弔慰金の支給は、施行令第4条第5項に規定する各機関を

經由して保護者等に支払い、經由機関に対しては特別弔慰金についての別記様式2「東日本大震災特別弔慰金支払通知書」を送付する。

6 給付原簿の整備

特別弔慰金を支給した場合、センターは、別記様式3「東日本大震災特別弔慰金給付原簿」を備え、所要の事項を記載して整理する。

7 保護者等への支払完了の報告

設置者は、保護者等への特別弔慰金の支払いが完了した場合において、別記様式4「東日本大震災特別弔慰金支払済報告書」を提出する。

8 支払請求等に係る留意点

(1) 死亡診断書又は死体検案書の提出が困難な場合

死亡診断書又は死体検案書の提出が困難な場合は、児童生徒等が死亡したことが確認できる、公的機関が事実上、死亡を認定する下記のいずれかの証明書をもって代えることができるものとする。

ア 死亡診断書又は死体検案書の写しに行政機関の原本証明がなされたもの

イ 戸籍より除籍されたことが確認できる戸籍謄本

(2) 通学中に被災した場合に必要な書類

児童生徒等が通学中に被災した場合については、別記様式5「通学中の災害に係る調書」を作成し、添付するものとする。

9 時効の取扱い

特別弔慰金に係る時効については、災害共済給付と同様に取扱う。

独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長 殿

設置者住所
設置者名

印

東日本大震災特別弔慰金支払請求書

東日本大震災特別弔慰金下記の____件について、別紙死亡報告書のとおりですので、支払を請求します。

学年 (年齢) 性別	被災児童生徒等氏名	災害発生年月日	死亡の原因	備考
		年 月 日発生		
		年 月 日発生		
		年 月 日発生		
		年 月 日発生		
		年 月 日発生		
		年 月 日発生		
		年 月 日発生		
		年 月 日発生		
		年 月 日発生		
		年 月 日発生		
学校（保育所）名		学校（園）		

(注) この請求書の用紙は、日本工業規格A4横型とすること。

別記様式2

平成 年 月 日 号 請求分

平成 年 月 日 号

東日本大震災特別弔慰金支払通知書

設置者住所
設置者名

殿

独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長

平成 年 月 日付けで請求のあった東日本大震災特別弔慰金について、下記のとおり決定しましたから通知します。

学年 (年齢) 性別	被災児童生徒等氏名	災害発生年月日	死亡の原因	支払額 又は 決定内容	適用
		年 月 日発生		円	
		年 月 日発生		円	
		年 月 日発生		円	
		年 月 日発生		円	
		年 月 日発生		円	
		年 月 日発生		円	
		年 月 日発生		円	
		年 月 日発生		円	
		年 月 日発生		円	
		年 月 日発生		円	
		年 月 日発生		円	
		年 月 日発生		円	
学校 (保育所) 名		学校 (園)	本項計	件	円
			合計	件	円

東日本大震災特別弔慰金の受給者は保護者です。いかなる場合も学校・保育所の設置者が受給者となることはできませんので、給付金が送金されたら速やかに保護者にお渡しください。
また、学校等では保護者から受領書を徴し（銀行振込の場合は銀行等の受領書でも可）、保管しておいてください。

(注) この通知の用紙は、日本工業規格A4横型とすること。

別記様式4

平成 月 日 号

独立行政法人日本スポーツ振興センター 支所長殿

設置者住所

設置者名

印

東日本大震災特別弔慰金支払済報告書

平成 年 月 日付で通知のあった東日本大震災特別弔慰金について、下記のとおり保護者等に支払ったので報告します。

学校（保育所） 名称					
被災児童生徒等氏名		保護者等 氏名		続柄	
災害発生年月日	年 月 日	支払方法	現金・銀行振込・その他（ ）		
		支払日	年 月 日		
東日本大震災 特別弔慰金の額	5,000,000円				

※ 受領書の写、振り込み書の写等、保護者等の受領が確認できる文書を添付してください。

通学中の災害に係る調書

学 年	年 (歳) 組	氏 名	
災害発生日	月 日	学校を出発した時間	時 分
津波到達時間 <small>※津波で被災した場合のみ記載してください。</small>	時 分	<small>※登校中の災害の場合は、自宅を出発した時間を記載してください。</small>	
通常の通学方法	徒歩 ・ 自転車 その他 ()	学校から自宅までの距離及び所要時間	約 km 約 分
当日の通学方法(1)	徒歩 ・ 自転車 その他 ()	当日の通学方法(2) <small>※下校中の災害の場合のみ記載してください。</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・単独で下校 ・集団下校 : ()名で下校 ・保護者と下校 ・その他 ()
<p>通学経路図の記載欄(※通学経路図については、添付も可とする)</p> <p>記載事項の留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常の経路は点線で記載すること ・当日の経路は実線で記載すること ・通常の経路と当日の経路が一緒の場合は、点線の記載は必要ない ・被災した場所は「×」印で示すこと 			
上記のことは事実と相違ないことを証明します。		学校名	
		住 所	
平成	年	月	日
		校長名	印

東日本大震災特別弔慰金の支給に係る事務手続きについて

東日本大震災特別弔慰金（以下「特別弔慰金」という。）の支給に係る事務処理については、別紙 2 「東日本大震災特別弔慰金の支給基準について」（以下「特別弔慰金支給基準」という。）及び下記により行うこととします。

記

1 特別弔慰金の支給を行う場合と受給できる保護者に含まれる範囲

(1) 特別弔慰金の支給を行う場合

平成 22 年度に災害共済給付に加入をしている児童生徒等で、学校の管理下において、東日本大震災に起因して死亡した場合を対象とします。

(2) 特別弔慰金を受給できる者と受給順位

特別弔慰金を受給できる者（以下「保護者等」という。）の範囲については、独立行政法人日本スポーツ振興センター法第 15 条第 1 項第 6 号及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第 2 条の災害共済給付に準じるものとして、以下のとおりとなります。

ア 児童生徒等が未成年の場合

- ①保護者（子女に対して親権を行うもの）
- ②未成年後見人
- ③里親
- ④学校の設置者が当該子女の監護及び教育をしていると認める者

イ 児童生徒等が成人に達している場合

- ①配偶者
- ②子
- ③父母（優先順位は、養父母、実父母の順）
- ④祖父母
- ⑤兄弟姉妹

2 特別弔慰金の手続き

特別弔慰金の手続きは、災害共済給付オンライン請求システム（以下「システム」という。）は利用せずに、すべて書面で行うこととなります。

請求に必要な各種様式は、当センターのホームページに PDF 及び Excel 形式で掲載していますので、ダウンロードしてご利用ください。

なお、インターネットを利用できない場合は、担当の支所へ御連絡ください。担当の支所から請求様式を送付します。

[請求様式等のダウンロード方法]

「学校安全 Web」（<http://naash.go.jp/anzen>）から「【重要】東日本大震災関係のお知らせ」をクリックしてください。

3 特別弔慰金の支払請求

- (1) 特別弔慰金の支払請求は、当該被災児童生徒等が死亡時に在籍していた学校の設置者から担当の支所へ行ってください。
- (2) 担当の支所において、平成23年7月1日から特別弔慰金の支払請求を受け付けます。受付は随時行いますが、毎月10日までに受け付けたものを、原則として、月内に支給します。

4 請求に必要な書類

請求書類	摘要
東日本大震災特別弔慰金 支払請求書	[特別弔慰金支給基準 別記様式1]
災害報告書	別添1 [別紙1 (1) 学校用] 別添2 [別紙1 (2) 幼稚園及び保育所用] ※被災児童生徒等の氏名、受給者となる保護者等及び学校の管理下で発生した災害に係る内容を記載する。
死亡報告書	別添3 [別紙] ※死亡に係る内容を記載する。
死亡診断書 又は 死体検案書	※「死亡診断書」又は「死体検案書」の提出が困難な場合は、これらの書類の写しに行政機関の原本証明がなされたもの若しくは被災児童生徒等が死亡により戸籍から除籍された戸籍謄本を添付する。
通学中の災害に係る調書	[特別弔慰金支給基準 別記様式5] ※通学(園)中に被災した場合に提出する。
その他請求に必要な書類	※課外指導の場合は、活動計画表を添付する。

5 学校、保育所及び設置者が行う事務手続き

(1) 請求手続き

- ア 学校及び保育所(以下「学校等」という。)は、災害共済給付の請求で使用する災害報告書、死亡報告書及び特別弔慰金支給基準に定める「別記様式5 通学中の災害に係る調書」(以下「災害報告書等」という。)を作成し、死亡診断書又は死体検案書(以下「死体検案書等」という。)を保護者等に提出を求めてください。
- イ 設置者は、学校等から提出された災害報告書等及び死体検案書等をもとに、特別弔慰金支給基準に定める「別記様式1 東日本大震災特別弔慰金支払請求書(以下『特別弔慰金支払請求書』という。)」を作成してください。
- ウ 設置者は、特別弔慰金支払請求書に災害報告書等を添付し、随時、担当の支所へ提出してください。

(2) 特別弔慰金の支給について

- ア 担当の支所が、毎月10日までに受け付けた案件は、原則として、同月内に設置者へ支給(送金)します。11日以降に受け付けた分については、翌月1

0日の締切分となり、翌月末日に支給することになります。

イ 特別弔慰金の事務手続きについては、システムを利用しないため、支給の決定に係る通知文書は、書面で送付します。

ウ 保護者等へ支給後、特別弔慰金支給基準に定める「別記様式4 東日本大震災特別弔慰金支払済報告書」を作成し、担当の支所へ提出してください。

6 請求書類の作成に係る留意点

(1) 災害報告書の記載について

ア 「保護者等（受給者）」欄に記載される者は、上記1の（2）のA及びイのとおりです。

アの①及びイの①に該当する場合は、災害報告書の「その他参考となる事項」欄に、児童生徒等からみた保護者等の続柄を記載してください。

このA及びイのそれぞれ①以外の者が保護者等となる場合であって、平成23年3月11日時点における保護者等が、児童生徒等が未成年である場合は、上記1の（2）のAの②から④の区分、児童生徒等が成人に達している場合は、上記1の（2）のイの②から⑤の区分のいずれかの者であること及び保護者等とされる区分の上位にあたる者のいずれも存在しないことを確認した旨を同報告書の「その他参考となる事項」欄に記載してください。

また、保護者等が、上記1の（2）のAの④である場合は、児童生徒等との関係を「その他参考となる事項」欄に記載してください。

なお、設置者において、保護者等に係る確認で疑義が生ずる場合は、担当の支所に御連絡ください。

イ 「災害発生の日時」に記載される日時は、児童生徒等が被災した日時を記載してください。なお、下校途中に津波によって被災した場合等、学校が被災時の状況を把握することが困難な場合については、学校を出発した時間、津波の到達時間、当日の下校の経路及び目撃証言等を勘案し、災害に遭遇したであろう時間を記載してください。

ウ 「災害発生の状況」については、目撃情報等も含め、被災時の状況（いつ、どこで、誰が、どのように及びどうなった等）を詳細に記載してください。

(2) 死亡報告書の記載について

ア 「死亡診断をした医師の住所氏名」欄については、検死等を行った医師等の情報が証明されている、死体検案書等の原本等が取得できず、戸籍謄本しかない場合は、「不明」と記載してください。

イ 「傷病名及び傷病から死亡までの経過」については、被災してから死亡した児童生徒等が発見されるまでの状況を詳細に記載してください。

(3) 通学中の災害に係る調書について

ア 津波により死亡した場合は、被災した地域に津波が到達した時間を「津波到達時間」欄に記載してください。

イ 「学校を出発した時間」については、被災児童生徒等が下校した時間を記載してください。また、高等学校定時制等、登校中に被災した場合は、自宅を出

た時間を記載し「学校を出発した時間」とあるのを「自宅を出発した時間」としてください。

ウ 「通常の通学方法」については、通学する方法が複数ある場合（[例]徒歩と電車により通学をしている場合）は、「その他」に記載してください。

エ 「当日の通学方法（1）」については、被災時の通学方法を記載してください。
なお、災害報告書の「災害発生の状況」欄等には、被災するまでの通学方法を記載してください。

※例えば、下校するに当たり、学校から最寄りの駅まで徒歩で行き、電車に乗車中、津波に遭遇した場合は、「その他」欄に「電車」と記載します。

オ 「当日の通学方法（2）」については、下校中の災害の場合のみ記載してください。

カ 「通学経路図の記載欄」については、学校と自宅の位置関係が分かる地図を記載してください。なお、地図の写しの添付も可としますが、調書中に示す「記載事項の留意点」を添付した地図の写しに必ず記載してください。

7 その他

本通知及び特別弔慰金の請求に係る様式は、当センターのホームページに平成23年6月23日に掲載する予定です。

8 添付書類

- ・別添1 「別紙1（1） 災害報告書」（学校用）
- ・別添2 「別紙1（2） 災害報告書」（幼稚園及び保育所用）
- ・別添3 「別紙 死亡報告書」

災害報告書

○この用紙は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付金の支払請求に使うものです。

設置者名							※受付番号		高 校 課 程 別
被災児童 生徒等	フリガナ 氏名	学 年	年	組	男 女	保護者等 (受給者)	氏 名	全 ・ 定 ・ 通	
		生年 月日	年	月	日	生			
災害発生 の場所	学校内	校舎内	教室、実験実習室、体育館・屋内運動場、講堂、廊下、昇降口、階段、その他()				学校外	道路、運動場、山、林野、海、湖、河川、その他()	
		校舎外	運動場・校庭、体育・遊戯施設、プール、排水溝、その他()						
災害発生 の場 合	1 教育課程に基づく授業を受けている場合		各教科(科目)、道徳、自立活動、総合的な学習の時間		体育(保健体育)、その他の教科等()				
	特 別 活 動	学 校 行 事	学級(ホームルーム)活動、児童(生徒)会活動、クラブ活動() ()						
			儀式的行事() 学芸的行事()						
			健康安全・体育的行事()						
			遠足(旅行)・集団宿泊的行事()						
2 学校の教育計画に基づいて行われる課外指導を受けている場合		部活動()、林間学校、臨海学校、水泳指導、生徒指導、進路指導、その他()							
3 休憩時間中その他校長の指示、承認に基づいて学校にある場合		休憩時間中、昼食時休憩時間中、始業前の特定時間中、授業終了後の特定時間中、その他()							
4 通常の経路方法により通学する場合及びこれに準ずる場合		登校中、下校中、その他()		徒歩、バス、鉄道、自転車、原動機付自転車、自動二輪車、その他()					
5 児童生徒が寄宿舎にあるとき				6 技術教育のための施設において教育を受けているとき					
災害発生 の日時	平成 年 月 日 (曜) 午 前 後 時 分								
災害発生 の状況 (具体的に 詳記 してく ださい)							応急処 置や医 療機関 への移 送など 災害発 生に対 して学 校側の とった 措置状 況		
その他参 考となる 事項									
上記のことは事実と相違のないことを証明します。									
学校名及 び所在地									
平成 年 月 日 校長氏名 印									
※決 定									

- (注) 1 この災害報告書は、義務教育諸学校、高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)又は高等専門学校の子童、生徒又は学生の災害の場合に使用すること。
 2 この災害報告書は、第1回目の医療費の請求を行うとき、医療等の状況(訪問看護、治療用器具若しくは生血又は調剤を要した場合は更に訪問看護明細書、治療用器具・生血明細書又は調剤報酬明細書を添付する。)とともに1件ごとに上部をつづり込み、医療費支払請求書に添付すること。
 3 ※印は、記入しないこと。
 4 この報告書の用紙は、日本工業規格A4縦型とすること。

災害報告書

○この用紙は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付金の支払請求に使うものです。【幼稚園・保育所用】

設置者名						※受付番号
被災 幼児等	フリガナ	年齢	歳	男 女	保護者等 (受給者)	氏 名
	氏名	生年 月日	年 月 日生			名
災害発生 の場所	園 内	園舎内	教室(保育室)、体育館・屋内運動場、講堂、遊戯室、廊下、昇降口、階段、ベランダ、 屋上、便所、その他 ()			
		園舎外	運動場・園庭、体育・遊戯施設、プール、排水溝、手・足洗場、水飲場、その他 ()			
	園 外	体育・遊戯 施設の場合 その種類	鉄棒、ぶらんこ、シーソー、回旋塔、すべり台、ジャングルジム、雲てい 登り棒、遊動円木、固定タイヤ、砂場、その他 ()			
			道路、遊園地、運動場、山、林野、海、湖、河川、その他 ()			
災害発生 の場合	1 保育を受けている場合			2 寄宿舎にあるとき		
	3 通常の経路方法により 通園する場合及びこれに 準ずる場合		登園中、降園中、 その他 ()		徒歩、バス、鉄道、 その他 ()	
災害発生 の日時	平成 年 月 日 (曜) 午 前 後 時 分					
災害発生 の状況 (具体的 に詳記 してく ださい)						応急処 置や医 療機関 への移 送など 災害発 生に対 して幼 稚園、 保育所 側の った 置状
その他参 考となる 事項						
上記のことは事実と相違のないことを証明します。						
幼稚園、保 育所名及 び所在地						
平成 年 月 日 幼稚園長 (保育所長) 氏名 印						
※決 定						

- (注) 1 この災害報告書は、幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）又は保育所の幼児等の災害の場合に使用する
こと。
2 この災害報告書は、第1回目の医療費の請求を行うとき、医療等の状況（訪問看護、治療用器具若しくは生血
又は調剤を要した場合は更に訪問看護明細書、治療用器具・生血明細書又は調剤報酬明細書を添付する。）とと
もに1件ごとに上部をつづり込み、医療費支払請求書に添付すること。
3 ※印は、記入しないこと。
4 この報告書の用紙は、日本工業規格A4縦型とすること。

死亡報告書

※受付番号

○この用紙は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付金の支払請求に使うものです。

被災児童 生徒等	氏名	学年		男	保護者等(受 給者)氏名
		年	女		
死亡の原因と った負傷、疾 の発生日時及 当初の傷病名	日時	平成 年 月 日	午後	時 分	当初の 傷病名
死亡年月日	平成 年 月 日				
死亡した場所					
死亡診断をし た医師の住所 氏名					
傷病名及び傷 病から死亡ま での経過					
<p>上記のことは事実と相違のないことを証明します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>学校(保育所) 名及び所在地</p> <p>校長(保育所長)氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p>					
※決	定				

- (注) 1 死亡診断書又は死体検案書を添付すること。
 2 即死の場合は、災害報告書(別記様式第7別紙1(1)又は(2))とともに1件ごとに上部をつづり込み死亡見舞金支払請求書に添付すること。
 3 ※印は、記入しないこと。
 4 この報告書の用紙は、日本工業規格A4縦型とすること。

共済掛金の支払期限等の延長に係る事務手続きについて

- 東日本大震災に起因するやむを得ない理由による、平成23年度災害共済給付契約に係る契約締結期限及び共済掛金の支払期限の延長（以下「支払期限等の延長」という。）に係る事務手続きについては、下記により行うこととします。

記

1 「支払期限延長申請書」の提出

- 平成23年6月30日までに、別添「支払期限延長申請書」を担当の支所へ提出してください。なお、提出期限までに提出できない事情がある場合には、事前に担当の支所へご相談ください。
- 平成23年度の名簿更新等を行わないこととした設置者についても、その旨を「支払期限延長申請書」の「4. 本申請に係る連絡先等」欄に記載し、「支払期限延長申請書」を提出してください。

2 延長を認める場合の支払期限等の連絡

支払期限等の延長の可否、延長を認める場合の支払期限等については、別途連絡します。なお、延長を認める場合の支払期限等は、東日本大震災に起因するやむを得ない理由がやんだ日から2か月以内で指定することとなりますのでご留意願います。

